

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県内における森林サービス産業（健康、観光、教育等の多様な分野が、森林空間と繋がることにより創出される、森林空間利用に係る新たなサービス産業をいう。以下同じ。）を創出するため、第2条に定める事業実施主体が、第3条に定める事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、次の各号に掲げる要件を満たす企業その他の法人又は団体とする。

- (1) 事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること
- (2) 団体にあつては、団体の意思を決定する体制が明らかであり、かつ、会計経理が明確であること
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと
- (4) 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内の森林空間を活用して新たに企画して実施する体験型モデルツアー又はイベント（新たな視点で既存ツアー等をブラッシュアップし、森林サービス産業の拡大につながるものを含む。以下「モデルツアー等」という。）を実施するもので令和6年度山形県森林サービス産業創出事業公募要領に基づき知事が採択した事業とし、補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額、300千円又は総事業費から自己収入額（参加者負担金、他自治体からの補助金等）を控除した額のいずれか低い額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める資料

2 事業実施主体は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつた場合において、

内容を審査し、適正と認めるときは、交付の決定を行い、補助金の交付決定について事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業計画書の森林空間を活用した取組みの内容の変更

(2) 別表の補助対象経費の各経費区分の欄に掲げる経費ごとに3割を超える増減であり、かつ、その増減額が1万円を超えるもの

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書(様式第5号)を知事に提出し指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業等状況報告書(規則別記様式第2号)は、令和6年9月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書(様式第6号)を添付して、翌月15日までに提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業等実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和7年1月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書(様式第7号)

(2) 収支精算書(様式第2号)

- 2 事業実施主体は、前項の報告において、第4条第2項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合は、その金額(実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

(支払い)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。

2 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第9号)に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第12条 規則第21条に定める帳簿等の保存期間は、令和7年度から5年間とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

別表

補助対象経費		
経費区分	費目	内 容
謝金・旅費	謝金	モデルツアー等実施当日の講師・ガイド等の謝金
	旅費	事業者の打合せやモデルツアー等PR関係旅費、講師・ガイドの旅費
需用費	消耗品費	消耗品
	物品購入費	当該事業の実施に最小限必要な単価5万円未満の物品(資材及び機材)の購入費
	印刷製本費	パンフレット・チラシ等の印刷経費
役務費	広告宣伝費	モデルツアー等の広告宣伝費
	傷害保険料	モデルツアー等実施に係る参加者等の傷害保険料
	通信運搬費	郵便料、電話料、物品運送料
使用料・賃借料	使用料・賃借料	器具機械、会場、車両等の借上げや物品等使用経費
その他の経費	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

※ 次に掲げる経費は補助対象経費から除く。

従業員給与、事務所の維持経費、新幹線等の特別料金(グリーン料金等)、交際接待費、手土産代、飲食に係る経費(食材費を含む)、施設整備費、物品購入費(単価5万円未満の物品で、汎用性があり、目的外使用となり得るもの)、備品等購入費(単価5万円以上のもの)その他当事業の実施に関連がない経費

様式第1号

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業 事業計画書

1 事業実施主体の概要

(ふりがな) 事業実施主体名		(ふりがな) 代表者氏名		設立年	
構成員	人	住所又は主たる活動拠点の 所在地・連絡先	住所		
男	人		連絡先（電話番号等）		
女	人				

2 事業実施主体の活動内容

--

3 事業実施主体の運営体制

--

4 森林空間を活用した取組みの内容について

事業名称			活用分野 (いずれかに○)	健康
				観光
				教育
				その他 ()
事業実施場所 (利用する森林空間、 施設名、住所等)		開催時期		
参加対象 (県内外、年代等)		参加予定人数		
事業内容				

5 本事業（モデルツアー等）での広告宣伝計画について ※方法（インターネット、SNS等）、対象者を記載すること

--

6 取組みにより期待できる効果（本事業の取組みによる雇用の創出や収入の確保、地域への波及効果等について）

--

7 次年度以降の事業計画（時期、場所、内容等）

--

8 補助事業完了日（予定） 令和 年 月 日

【記入上の留意点】

上記様式への記入が困難な場合は、適宜行を増やすなどしてください。

様式第2号

収 支 予 算 (精 算) 書

《収入》

(単位：円)

区 分	予算額 (精算額)	備 考
県補助金		
自己収入額		
自己資金		
その他		
計(総収入額)		

《支出》

(単位：円)

区 分	予 (精	算 額		備 考
		補助対 象経費	補助対象 外経費	
謝金・旅費				
需用費				
役務費				
使用料・賃借料				
その他の経費				
計(総事業費)				

※ 消費税及び地方消費税額は除いて記載してください。
備考に積算根拠を記載してください。
収支精算書には、支出明細書を添付してください(任意様式)。

山形県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者
(役職名、氏名)

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け森林第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画変更し、補助金の変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 補助金変更交付申請額

既交付決定額 (A)	今回変更増減額 (B)	変更交付申請額 (A) + (B)
金 円	金 円	金 円

※ 様式第1号及び様式第2号を添付すること。なお、補助金申請時に提出した記載内容に変更が生じた箇所については、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き）すること。

山形県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者
(役職名、氏名)

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け森林第 号をもって補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

山形県知事

殿

報告者 住 所
名 称
代表者
(役職名、氏名)

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金事業遂行状況報告書

山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり報告します。

記

- 1 予定の期間内に完了しない又は遂行が困難になった理由
(事故の内容及び原因並びに事故に対する措置等を含む。)
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第6号

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金事業実施状況調書

1 事業の実施状況（令和 年 月 日現在）

2 収支状況（令和 年 月 日現在）

収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	収入済額	収入未済額	備 考
県補助金				
自己収入額				
自己資金				
その他				
計				

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	支出済額	支出未済額	備 考
謝金・旅費				
需用費				
役務費				
使用料・賃借料				
その他の経費				
計				

様式第7号

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金に係る実績報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業の実施経過

※ 実施経過について、事業の開始から完了までの日程に従い、詳細に記載すること（モデルツアー等募集や実施時のチラシ、カタログ、写真等も含めて関係資料を添付）。

4 補助事業完了の日 令和 年 月 日

5 事業の成果

(1) 目的の達成状況

(2) 成果に対する評価

6 課題

※ 上記5の達成状況が低調な場合や成果に対する評価が低い場合は、特に詳細に記載すること。

7 事業の今後の展開等

山形県知事

殿

報告者 所在地
名称
代表者
(役職名、氏名)

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け森林第 号をもって補助金の交付決定の通知があつた標記補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
金 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円（①）
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円（②）
- 4 補助金返還相当額
金 円（②－①）

※1 積算の内訳を添付すること。

※2 課税事業者であっても、単純に補助金額の消費税相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

山形県知事

殿

請求者 所在地
名称
代表者
(役職名、氏名)

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け森林第 号により補助金の交付決定があった標記補助金について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求額 円

既交付決定額	(A)	円
概算払受領済額	(B)	円
今回請求額	(C)	円
残 額	(A-B-C)	円

2 概算払請求の理由